

○宮崎大学農学部附属フィールド科学教育研究センター運営委員会規程

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成19年5月15日 平成22年7月20日
平成22年10月1日 平成28年3月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学農学部附属フィールド科学教育研究センター規程第10条第2項の規定に基づき、宮崎大学農学部附属フィールドセンター（以下「フィールドセンター」という。）運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定める。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) フィールドセンターの教育・研究に関する事項
- (2) フィールドセンターの地域貢献・国際貢献に関する事項
- (3) フィールドセンターの管理運営に関する事項
- (4) フィールドセンターの目標計画・点検評価に関する事項
- (5) フィールドセンターの人事に関する事項
- (6) フィールドセンターの予算、決算に関する事項
- (7) その他フィールドセンターに関する重要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) フィールドセンター長
- (2) 学科長
- (3) 部門長
- (4) 附帯施設長
- (5) 事務長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、フィールドセンター長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、原則として委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、フィールドセンター事務係において処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。